

高校生活の手引き

(生徒・保健課)



静岡県立天竜高等学校 春野校舎

校訓 立志力行 師弟同行

静岡県立天竜高等学校校歌 『天に竜在り 地に竜在り』

作詞 田中章義 氏

作曲 サンプラザ中野くん 氏

- | | |
|---|--|
| 1 天に竜在り 地に竜在り
昇る朝陽に照らされ仰ぐ
我らも伸びゆく若杉なり
山百合の咲く この路（みち）から
臨むは遠州 太平洋
龍神坐（おわ）すこの土地で
力を合わせて歩みゆく
描いた夢も竜なれば
地域の竜と成り往（ゆ）かむ
明日への竜と成り往（ゆ）かむ | 2 天に竜在り 地に竜在り
水を讃えて大地に生きる
我らも希望の楠（くす）なりや
ひまわりの咲くこの路（みち）から
臨むは 天地龍頭（りゅうとう）なり
豊かな風吹くこの土地で
支えに感謝し進み往（ゆ）く
こころざしこそ竜なれば
社会の竜と成り往（ゆ）かむ
世界の竜と成り往（ゆ）かむ |
|---|--|

沿革

- | | | | |
|-------|-----|-------|--|
| 昭和24. | 1. | 13 | 静岡県立周智農業高等学校（町立）犬居分校として発足。定時制課程に農業科、家庭科を置く。犬居町立犬居中学校にて授業を開始する。 |
| 24. | 4. | 1 | 静岡県立周智高等学校（町立）犬居分校と改称。 |
| 32. | 4. | 1 | 教育課程を変更して毎日登校、3カ年で課程修了とする。 |
| 39. | 4. | 1 | 定時制課程農業科、家庭科を変更し、定時制課程普通科とする。 |
| 41. | 12. | 26 | 犬居中学校（旧春野町立南中学校校舎）より旧犬居小学校校舎に移転。 |
| 42. | 4. | 1 | 全日制課程となる。静岡県立周智農林高等学校春野分校と改称。 |
| 43. | 4. | 1 | 静岡県立周智高等学校春野分校と改称。 |
| 55. | 4. | 1 | 県立学校設置条例の改正により、県立春野高等学校と校名変更し独立校となる。 |
| 55. | 7. | 31 | 新校舎（本館）竣工 |
| 57. | 3. | 2 | 体育館落成式 |
| 60. | 3. | 1 | 柔・剣道場落成式 |
| 60. | 9. | 7 | プール落成式 |
| 平成元年. | 11. | 4 | 創立40周年、独立10周年記念式典、校碑除幕式 |
| | 8. | 6.28 | セミナーハウス（立志館）落成式 |
| | 11. | 11.11 | 創立50周年記念式典 |
| | 21. | 11.11 | 創立60周年記念式典 |
| | 26. | 4.1 | 二俣高校、天竜林業高校と合併し、静岡県立天竜高等学校春野校舎と改称。 |

生徒心得

生徒は、高等学校生徒としての良識をもって行動し、主体的に学ぶことによって自己を向上させ、この生徒心得を実践することにより、明るく秩序ある生活を築き上げるようにする。

1 校内生活

- (1) 校内においては常に静かにし、真面目な態度で勉学に励む。
- (2) 生活のリズムを整え、心身ともに安定した生活を送る。
- (3) 始業5分前までに登校し、授業が受けられるように準備する。
- (4) 授業の前後には全員起立して挨拶する。
- (5) 学習活動に不必要な物を持ってこない。
- (6) 登校後は終業まで許可なく校外に出ない。
- (7) 生命の尊さを理解し、互いに思いやりの心を持って接する。
- (8) すべての人に気持ちよい挨拶をする。
- (9) 自分の所持品には必ず記名しておく。
- (10) 学校の施設や道具を使用する際は許可を得る。万一破損した場合は届け出る。
- (11) 火気や危険物の保持・使用は禁止する。
- (12) 通学にあたっては公衆道徳（マナー）や交通法規をしっかりと守る。
- (13) 自転車で通学する場合は、別に定める「交通安全規定」によって必要な手続きを行う。

2 スマートフォン・携帯電話について

- (1) 校舎内では電源を切り、カバンに入れ外から見えないようにする。
- (2) 使用は、放課後の校舎外のみとする。
- (3) スマートフォン・携帯電話の使用について、節度を守った行動をとる。
- (4) スマートフォン・携帯電話を使用した誹謗・中傷（悪口）は、学校の指導の対象となる。

3 校外生活

- (1) 校外においては、各自責任のある行動をとる。
- (2) 高校生としてふさわしくない場所への出入りは、学校の指導対象となる。
- (3) 外出するときは、身分証明書を携帯する。
- (4) 本人又は本校生徒に事故・トラブル等が発生した場合は、ただちに学校に連絡する。

4 届・願

次の各項に該当する場合は、届・願を提出して許可を得る。

- (1) 旅行及び旅客運賃割引証の交付を受ける場合。
- (2) 特別な理由（けが、病気等）で異装する場合。
- (3) 祭典参加を希望するとき。（自治会が発行する参加届を提出する。）
- (4) 住所、保証人等に変更が生じたとき。
- (5) その他、学校が必要と判断した場合。

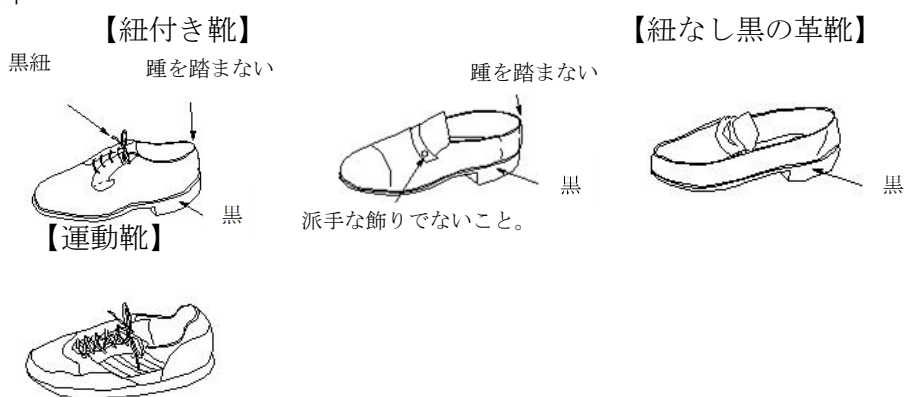
服装・通学カバン規定

常に質素、清潔、端正であるように心掛ける。

- 1 本校指定制服を着用し、6月1日から9月30日を夏服、10月1日から5月31日までを冬服の着用期間とする。なお、気候の変動を考慮し夏服、冬服の期間は柔軟に対応する。
- 2 防寒着の着用許可期間は、冬服の着用期間に準ずる。
- 3 校舎内用スリッパは、学校指定品を使用する。
- 4 通学カバン基準：華美なもののはさける



5 通学靴基準



6 ソックス

ソックスは、白・黒・紺・灰色の無地とする。また、ワンポイント柄まで認める。

7 ベルト

華美なものを避け、必ずベルトを着用する。

8 防寒

冬季は必要に応じてコートを着用しても良いが昇降口で着脱する。コートは、黒・紺・ベージュを基調とした華美でないものとする。冬服時は、セーター又はベストを着用することができる。セーターは、学校指定の物又は黒・紺のVネックの物とする。ベストは、学校指定の物又はアイボリーのVネックとする。なお、セーター又はベストを着用する場合は、原則としてブレザーを着用する。また夏服時は、ベストを着用することができる。

9 その他

夏服時、指定シャツ及び指定ブラウスの内側に着用するアンダーシャツ類は、華美ではない色の無地とする。(ワンポイントまで認める。)

《指定制服》

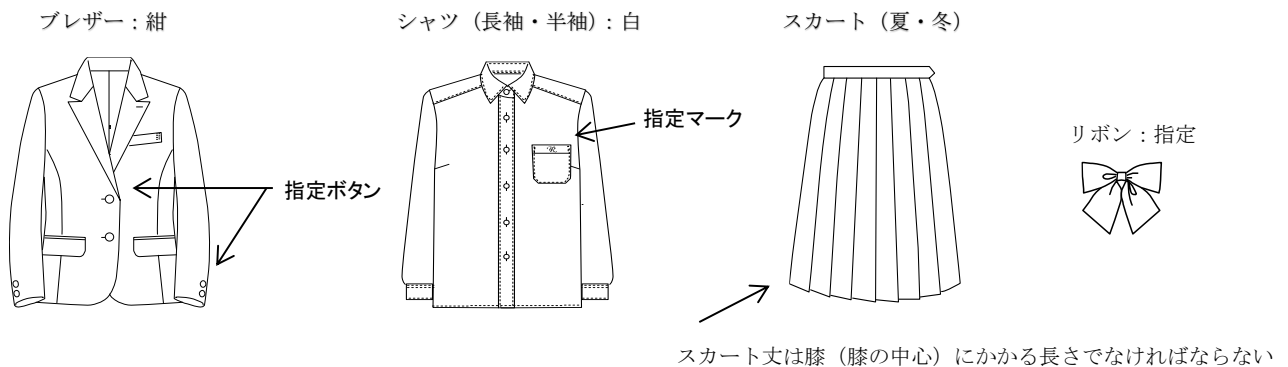
【Ⅰ型】



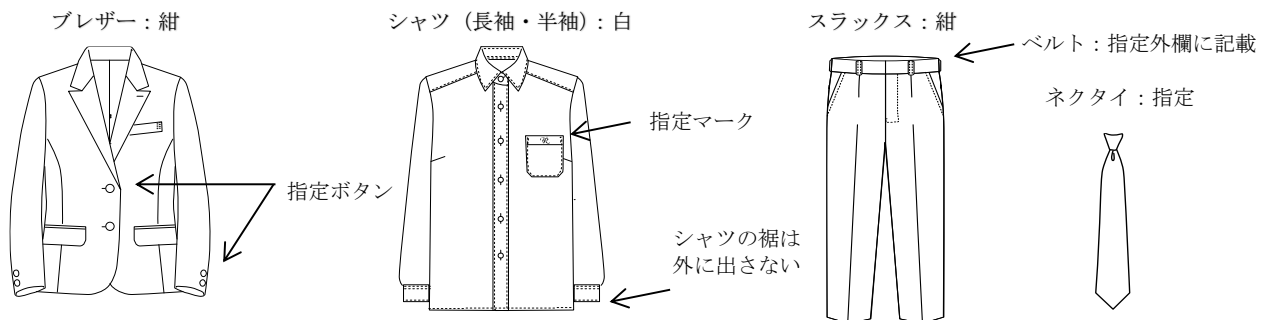
※冬服：ブレザー・シャツ・スラックス・ネクタイ。他に指定セーター・ベストがある。
 ※夏服：シャツ（長袖・半袖）・ズボン。ネクタイは装着しない。他に指定ベストがある。

【Ⅱ型】

スカートスタイル



パンツスタイル



※冬服：スカートスタイル

ブレザー・シャツ・スカート・リボン。黒・紺色のタイツの着用も認める。
 他に指定セーター・ベストがある。

パンツスタイル

ブレザー・シャツ・スラックス・ネクタイ。他に指定セーター・ベストがある。
 （スカートスタイル時にネクタイ、パンツスタイル時にリボンの着用は認めない。）

※夏服：スカートスタイル

シャツ（長袖・半袖）・スカート。リボンは装着しない。他に指定ベストがある。

パンツスタイル

シャツ（長袖・半袖）・スラックス。ネクタイは装着しない。他に指定ベストがある。

身だしなみ・所持品

身だしなみは高校生らしく清潔、自然を旨とする。

【身だしなみ】

- 1 肩より短い髪の場合は、前髪は眉に、後ろ髪は襟を超えない。また、横髪は耳にかぶせないようにし、もみあげは耳の最下部より長くならないようにする。ひげは剃る。
- 2 肩より長い髪の場合は、髪の状態や学校生活に応じ、黒・紺・茶色等のゴムひもで結ぶ。
（＊顔が髪で隠れないようにする。）
- 3 髪型の加工（不適切な刈り上げ方、パーマ、エクステンション）・脱色・染色等は避け、面接試験に対応できる髪型を心がける。
- 4 額部・眉毛の加工はしない。
- 5 ピン類を使用する場合は、黒・紺・茶色のみとし、飾りピン等は禁止とする。
（短髪の場合は、原則ピンの使用は禁止する。）
- 6 化粧及びマニキュア、ネイルアートは禁止する。また、リップクリームでも光沢・色のついたものは禁止する。

【所持品】

- 1 学校生活に不必要な物の持ち込みは原則として禁止する。
- 2 アクセサリー類の装着・持ち込みは禁止とする。
- 3 サングラス、カラーコンタクト等は禁止する。ただし、特別な事情がある場合は、医師の診断書を添え許可を受ける。

アルバイト規定

アルバイトは原則として禁止する。ただし、長期休業中（夏季、冬季、春季）は「アルバイト許可願」を提出し、許可を受けて行うことができる。特に生活に困窮する場合は、1年次2学期より、通年でアルバイトの許可を受けることができる。ただし、平日を除く。

【許可基準（長期休業中）】

- 1 労働基準法に則った仕事内容であること。
- 2 勤務時間は1日8時間以内とし、20時までの労働とする。
- 3 期間は、学習（宿題を含む）、部活動その他学校の諸活動を優先し、心身の健康を考慮して無理のない日数とする。

【次の場合は許可しない】

- 1 成績不振科目（評定「1」の科目）がある場合。
- 2 欠席や欠課が多い場合。（欠席日数および授業の欠課が1／3以上）
- 3 酒席の接客業、足場の組み立て業務等危険を伴うもの、年齢・条件が労働基準法に抵触するとき。

【許可願の手順】

- 1 アルバイト説明会に出席する。
- 2 保護者、担任、部活動顧問に了承を得る。
- 3 事業所で「雇用承認願」を書いてもらい、「アルバイト許可願」とともに提出して、「アルバイト許可証」をアルバイト担当教員から受け取る。

※長期休業後「アルバイト報告書」を提出する。

交通安全規定

常に交通法規を守り、交通安全の確保に努める。

1 自転車通学

自転車通学を希望する者は、「自転車通学願」を提出して許可を受け、以下の項目を守る。

- (1) T Sマーク保険に必ず加入し、必要に応じて総合保険に加入する。
- (2) 許可証（ステッカー）を所定の位置につける。
- (3) 携帯電話・スマートフォン、ヘッドフォンを使用しながらの運転は禁止する。
- (4) 信号無視、並進、無灯火、右側通行、一時停止違反、二人乗り等の交通違反を絶対にしない。
- (5) 変形ハンドルは禁止する。
- (6) 自転車は定期的に点検・整備する。
- (7) 自転車走行時は、ヘルメットの着用を推奨する。

2 運転免許の取得について

- (1) 原付自転車、自動二輪車の運転免許証の取得及び運転は、原則禁止とする。
- (2) 普通自動車運転免許証の取得については、以下の条件を満たす者に限り3年生の11月1日以降に自動車学校への入校を許可する。ただし、自動二輪車の無断免許取得や無免許運転で指導を受けた者の自動車学校への入校日については、審議の上決定する。

- ア 進路が決定していること。
- イ 2学期の成績に「評定1」がないこと。（追認テスト、課題等により解消された場合を除く）
- ウ 欠席日数及び欠課時数が1／3以下であること。（課題等により解消された場合を除く）
- エ 3か月以内に更正指導を受けていないこと。
- オ 真面目に学校生活を送っていること。

(3) 自動車学校への通学

- ア 通学は制服を着用する。
- イ 定期テストの7日前からテスト終了までは通学を禁止する。
- ウ 授業及び学校行事、諸活動を優先する。
- エ 自動車学校入校中に問題行動等で生徒指導を受けた者は、通学を制限する。

(4) 運転免許証の取得と管理

- ア 免許センターでの「本免許試験」の受験は、3年生の学年末テスト終了後とする。
- イ 運転免許取得後は、卒業式まで保護者が管理する。

不適切な行為に対する指導

1 法律に定める懲戒による退学

次のいずれかに該当する場合、校長は学校教育法施行規則により退学にすることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

2 指導

次の行為および校則違反を行った場合は、学校で定める内規に基づき懲戒等の指導を行う。
これら以外の行為においても指導の対象となる場合がある。

いじめ	無断アルバイト	暴力行為（喧嘩）	金品強要
S N S 等による誹謗・中傷	無断免許取得	窃盗(万引き等)	不 純 異 性 交 遊 (金品・物品の受取を含む)
情報モラル違反	バイク同乗	遺失物横領	猥褻（わいせつ）
対教師反抗（暴言）	無免許運転	器物破損	薬物乱用
怠業（さぼり）	喫煙（所持、同席）	不健全娯楽	暴走行為
不正行為 (カンニング)	飲酒（同席）	深夜徘徊	刺青（入れ墨）

3 更正指導について

春野校舎においては、問題行動の内容によって「更正指導」を実施する。「更正指導」とは、学校に登校し、教師の指導の下、模範的な高校生活を体験することにより自ら理想の高校生像を築かせる指導である。